

平成30年 第2回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成30年2月27日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室
3. 出席委員 11名
会 長 2番 縣 次 男
副 会 長 11番 大 塚 弘 士

委 員 1番 大 津 雄 司
3番 姫 野 康 二
4番 坂 本 成 一
5番 高 田 英
6番 麻 生 俊之輔
7番 二ノ宮 政 広
8番 安 部 義 浩
9番 江 藤 国 子
10番 小 野 惠美子
4. 欠席委員 なし
5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
 - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 衛藤誠治、次長 後藤義一、課長補佐 大嶋陽一、副主幹 長田瑞穂

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成30年 第2回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 8番 安部 義浩 委員にお願いしたいと
思います。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第5までの全ての件は、会議規則第14条により
挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事と
なっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」
(議案第1号 1件)

議 長

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について意見があります。事務局より
説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議 長

議案第1号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと
思います。宜しくをお願いします。

日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第2～6号 5件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件
あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案2号から6号については、農地法第3条2項の各号には該当しない為、許可要件
を満たしていると考えます。

議 長

議案2号からですが、議席番号8番の安部義浩委員から説明をお願い致します。

8番 安部 義浩委員

議案2号について説明します。

場所は、石城地区とって来鉢の温泉施設の近所になっております。申請地の両隣を受人が持っていて、昨年より耕作しておらず荒れております。田んぼの水が渡人の上の田んぼからこの田んぼに落ちて渡人の田んぼに落ちるという感じなので、本人が希望して購入したいとの事です。受人は高齢ですが、息子夫婦が農業の加勢をしております。何の問題もないと思いますので、審議をお願いします。

議 長

それでは、この議案2号について皆さんより質疑を受けたいと思います。ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが議席番号1番の大津雄司委員よりお願いします。

1番 大津 雄司 委員

はい、説明致します。

生前贈与という事で、受人と渡人は親子関係であります。10年前にお父様を亡くされまして、会社も受け継ぐ形になっております。名義は、お母様の名義になっておりました。今回、10年間は耕作しておりましたので、田んぼも荒れている状態ではありません。機械等もありますので、問題はないと考えております。

議 長

議案3号について、質問があればお願いします。

(ありません。)

この3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが議席番号10番 小野恵美子委員から説明をお願いします。

10番 小野 恵美子 委員

説明します。渡人の農園は小ネギを作っておられて、阿鉢の方で大きくやっております。申請地については、3年位前から受人に貸していたそうです。それで、受人が購入したいという事で手放す事にしたそうです。受人は54歳とまだ若いのですが、しっかり作っていけると判断しました。

議 長

議案4号について、質問があればお願いします。

(ありません。)

この4号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

議案5号ですが、議席番号6番の麻生俊之輔委員からお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案5号を説明したいと思います。

場所は、受人の施設である「はなの里」のすぐ横にあります。譲渡人の方が公務員で後継者がいないという事で、受人の施設の横に土地があります。周り全部が受人の土地という事で、譲渡人の希望という事で受人に頼んで譲渡したいと言う事でございます。

5番 高田 英 委員

過去、太陽光施設の話があったと思うのですが、その土地の中にあるという事ですか。

6番 麻生 俊之輔 委員

その土地の横です。

事務局

西側に1筆、現在駐車場になっていて農地ではないところがあります。その下の下の田をリハビリ施設として転用許可を取っています。駐車場とリハビリ施設の間にこの田があります。

議長

議案5号について、質問があればお願いします。

(ありません。)

この5号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案6号ですが私(2番 縣 次男委員)の方から説明致します。

2番 縣 次男 委員

渡人の4名は兄妹でありまして、遺産相続で貰った土地です。兄妹同士で話して処分したいという事で、近所の人に売買について相談したところ、いろんな方が申し込んだそうですが、受人と話し合いが出来たそうです。旦那様もおられますけど受人の名義ですが、何も問題ありませんので宜しくお願いします。

議長

議案6号について、質問があればお願いします。

(ありません。)

この案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第7号 1件)

議長

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明

をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案7号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議長

議案第7号について、説明の方を議席番号6番 麻生俊之輔委員からお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案番号7番について説明したいと思います。

別紙1～3ページにあります。

場所は、庄内原から南庄内に抜けた橋の下にある土地です。始末書にありますとおり、過去にハウスでバラなど園芸をしておりますが、出た資材を置いていたという事であり、今回、正式に水田から雑種地にお願いします、という事であり、審議のほどお願いします。

議長

では、この議案7号について質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、この案件 意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第8～9号 2件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案8号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。議案9号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議長

議案第8号からですが、議席番号6番の麻生俊之輔委員から説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案8号ですが、資料ページ4から7ページにあるのですが、この渡人の土地は、少し前まで梨を栽培していましたが、後継者がいないという事で、伐採して更地になっております。その土地

を太陽光施設に貸すという事でございます。周りの方も太陽光にしています。そういった事で、太陽光の施設にしたいという事でございます。隣地同意があるようですので、審議の方をお願いします。

5番 高田 英 委員

太陽光の形状は、今の状況のまま、杭を打ち込むだけなのでしょうか。砂利敷にするとかではないのですか。

事務局

転圧のみです。6ページの図面の下の方に線が入っているんですが、排水同意の関係で水路との話し合いの中で、当時は転圧してなかったんですけど、排水手前にマス設けるといふ条件を付けられておまして、図面の線の部分は30cm近くの側溝で1m×1mのマスを設け

ております。水利組合の方が最低それだけのものをつけてくれという事で、つけるようになったようです。その他の部分は転圧のみで、傾斜地の畑なので受けの水路と集水マスが必要だろうという事です。

議 長

議案8号について質問があればお願いします。

(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と思われる委員さんは挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案9号ですが、私(2番 縣 次男委員)の方から説明致します。

2番 縣 次男 委員

資料8から9ページですが、この申請地の南側は竹山になっていて陽が当たらない土地でした。この渡人は、遺産相続に貰った土地だそうです。手放す事になって、受人と話が出来たそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

議案9号について質問があればお願いします。

(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんは挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

○日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)」

(議案10～22号 13件)

議 長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)13件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)、議案朗読説明。

議 長

議案10号から議案17号については、利用権、継続設定の案件です。

議案14号については、私(2番 縣 次男委員)が農業委員会会議規則第12条の議事参与制限を受けますので、議案14号以外の利用権、継続設定の案件について先にご審議いただきたいと思えます。

議案14号を除く、議案10号から議案17号まで、一括して質疑を受けます。

ご質問があれば、お願い致します。

(ありません。)

議案10号から17号まで(議案14号を除く)、一括して皆さんの承認をいただければ挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案14号ですが、私が(2番 縣 次男委員)議事参与制限を受けますので退席しますので、大塚 弘士副会長に議事進行をお願いします。

(議席番号2番 縣 次男委員 退席)

11番 大塚 弘士 副会長

議案14号について、審議していただきたいと思えます。

縣会長は、会議規則第12条により議事参与制限を受けますので、退席致しました。

議案14号について、質疑がありましたらお願いします。

(ありません。)

それでは、承認されます委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認します。

それでは、縣会長入ってください。

(2番 縣 次男委員 着席)

議案14号につきましては承認されましたので、報告致します。

2番 縣 次男 委員

ありがとうございました。

議 長

それでは、議案18号からは新規の案件でございます。事務局から説明があればお願いします。

事 務 局

ありません。

議 長

議案18号について、質疑があればお願いします。

(ありません。)

この案件、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案19号ですが、質疑があればお願いします。
質問ないでしょうか。

事務局

お二人共、大分市の方ですが借受人のお宅から申請地までは、特に遠いという事もないと思います。また、保険代理業をしている兼業農家で、従事日数260日という事なので問題はないかと思えます。

議長

それでは、この19号の案件、承認される委員の挙手を求めます。
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案20号ですが質問があればお願いします。

(7番 二ノ宮 政広 委員より挙手有り)

7番 二ノ宮 政広 委員

この借受人、新規就農といいますかイチゴの栽培をするという事ですか。技術や販売などは、誰かが指導されるのでしょうか。それとも、この借受人は、熟知されイチゴに取り組むのですか。

事務局

親子で一緒に経営されていて、今回はっきり息子さんに経営を分けたいということで、正式の契約をしたのだと思います。

議長

それでは、議案20号について、承認される委員の挙手を求めます。
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案21号についてご質問があればお願いします。
質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案21号の案件について、承認される委員の挙手を求めます。
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案22号についてご質問があればお願いします。
質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案22号の案件について、承認される委員の挙手を求めます。
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

その他で、ご質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

提案なんですけど、譲受人・譲渡人・貸付人・借受人の番地まで読む必要はないと思うのですが、大字までで良いのではないかと。

事務局

資料には、番地を記載しますが、読み上げはしないようにします。

議長

他にその他ありませんか。

それでは、審議終了します。お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議長 縣 次男
委員 安部 義若 